

鳴門教育大学附属特別支援学校における入学料及び授業料の免除等に関する規程

平成16年 4月 1日

規程第 84 号

改正 平成19年3月23日規程第42号

平成20年3月17日規程第39号

平成27年3月25日規程第33号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 鳴門教育大学附属特別支援学校校則（平成16年校則第3号）第40条第2項の規定に基づく入学料の免除並びに授業料の免除及び徴収猶予（以下「入学料及び授業料の免除等」という。）の取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(免除等の対象者)

第2条 入学料の免除の対象となる者は、高等部に入学する者とし、授業料の免除及び徴収猶予の対象となる者は、高等部の生徒とする。

(免除等の申請)

第3条 入学料及び授業料の免除等を受けようとする者は、別記様式第1号から第3号までの該当する申請書に、別に定める書類を添え、所定の期限までに学長に申請しなければならない。

(許可)

第4条 入学料及び授業料の免除等の許可は、第19条に規定する選考会議の意見を聴いて学長が行う。

第2章 入学料の免除

(災害等による免除)

第5条 次の各号の一に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合は、入学料を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は高等部に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(免除の額)

第6条 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

(徴収の猶予)

第7条 入学料の免除を申請した者には、免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、入学料の徴収を猶予する。

2 入学料の免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者は、その決定が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(死亡等による免除)

第8条 次の各号の一に該当する者には、未納の入学料の全額を免除する。

(1) 入学料の免除を申請した者が、前条に規定する期間内に死亡したことにより除籍された場合

(2) 前条第2項の規定により入学料を納付すべき者が、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された場合

第3章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第9条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、修学態度が良好と認められる者には、授業料を免除することができる。

(免除の取扱い及び期間)

第10条 前条の免除の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、その許可は、当該期限りとする。

(免除の額)

第11条 免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額又は半額とする。

(災害等による免除)

第12条 次の各号の一に該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該事由の発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該生徒が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入生徒に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合にあつては、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は当該生徒若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

(死亡等による免除)

第13条 次の各号の一に該当する場合は、未納の授業料の全額を免除する。

(1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(2) 授業料の未納を理由に除籍された場合

(3) 第8条第2号に該当する場合

2 授業料の徴収猶予を許可されている生徒に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算により退学した日の属する月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第4章 授業料の徴収猶予

(徴収猶予の事由等)

第14条 次の各号の一に該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、修学態度が良好と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 生徒又は学資負担者が災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項に規定するもののほか、授業料の免除を申請した者には、授業料の免除を許可

し、又は不許可とするまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予の取扱い及び期間)

第15条 前条の授業料の徴収猶予の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、その許可は、当該限りとする。

2 授業料の徴収猶予の期間は、適宜定めるものとする。ただし、前期分については9月末日、後期分については3月末日（卒業に係る者の後期分については2月末日）を超えないものとする。

(月割分納)

第16条 第14条第1項各号の一に該当する者で、特別の事情があると認められる場合は、月割分納を許可することができる。

(月割分納の額及び授業料の納期限)

第17条 月割分納の額は、授業料年額の1/2分の1に相当する額とする。

2 月割分納の許可を受けた者の授業料の納期限は、毎月20日とする。

第5章 選考会議

(選考会議)

第18条 入学料及び授業料の免除等の選考を行うため、選考会議を置く。

2 選考会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 校長

(2) 教頭

(3) 高等部担当の教諭

3 校長は、選考会議を招集し、その議長となる。

4 選考会議は、構成員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

5 選考会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 許可の取消し等

(許可の取消し)

第19条 学長は、入学料及び授業料の免除等の許可の決定後、当該免除等の許可者に免除等の理由が消滅した場合又は当該申請書類の記載に虚偽の事実が判明した場合は、前条に規定する選考会議の意見を聴いて、当該許可を取り消すものとする。

第7章 雑則

(細則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

入 学 料 免 除 申 請 書

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

附属特別支援学校高等部第 学年
生徒氏名
保護者氏名

下記により入学料免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

免除を受けたい理由（詳細に）

（注）保護者氏名は、必ず本人が自署すること。
備考 規格は、A4とする。

別記様式第2号（第3条関係）

授 業 料 免 除 申 請 書

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

附属特別支援学校高等部第 学年
生徒氏名
保護者氏名

下記により授業料免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 前
年度 期分
後
- 2 免除を受けたい理由（詳細に）

（注）保護者氏名は、必ず本人が自署すること。
備考 規格は、A4とする。

別記様式第3号（第3条関係）

授 業 料 徴 収 猶 予 申 請 書
月 割 分 納

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

附属特別支援学校高等部第 学年
生徒氏名
保護者氏名

下記により授業料徴収猶予月割分納を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 前年度後期分
- 2 徴収猶予月割分納を受けたい理由（詳細に）

（注）保護者氏名は、必ず本人が自署すること。

備考 規格は、A4とする。